

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	1248	その他	異常なし				—	—	+++95.5%	3.6%	良	合			
9月26日	1614-208	その他	異常なし				—	—	+++98.5%	8.1%	良	合			
9月26日	1137-209	その他	異常なし				—	—	+++98.2%	2.4%	良	合			
9月26日	1537-216	その他	異常なし				—	—	+++89%	15.0%	良	合			
9月26日	1453-221	その他	異常なし				—	—	+++99.8%	3.8%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキ-病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキ-病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	1103	その他	異常なし				—	—	+++97.9%	1.4%	良	合			
9月26日	1104-178	その他	異常なし				—	—	+++99.6%	4.1%	良	合			
9月26日	1027-179	その他	異常なし				—	—	+++97.9%	4.2%	良	合			
9月26日	1174-180	その他	異常なし				—	—	+++93.7%	4.5%	良	合			
9月26日	1588-182	その他	異常なし				—	—	+++98.1%	1.7%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキ-病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキ-病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	1527-189	その他	異常なし				-	-	+++87.7%	5.7%	良	合			
9月26日	3-490	その他	異常なし				-	-	+++84.9%	15.8%	良	合			
9月26日	572-495	その他	異常なし				-	-	+++96%	4.0%	良	合			
9月26日	52	その他	異常なし				-	-	+++92.3%	3.6%	良	合			
9月26日	54	その他	異常なし				-	-	+++81.2%	14.9%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	58	その他	異常なし				—	—	+++95.6%	2.3%	良	合			
9月26日	210	その他	異常なし				—	—	+++97.8%	1.6%	良	合			
9月26日	247	その他	異常なし				—	—	+++94.6%	4.1%	良	合			
9月26日	250	その他	異常なし				—	—	+++94.2%	8.3%	良	合			
9月26日	251	その他	異常なし				—	—	+++97.6%	3.5%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	401	その他	異常なし				—	—	+++96.6%	3.2%	良	合			
9月26日	409	その他	異常なし				—	—	+++97.2%	2.4%	良	合			
9月26日	810	その他	異常なし				—	—	+++96.4%	3.6%	良	合			
9月26日	814	その他	異常なし				—	—	+++84.7%	13.2%	良	合			
9月26日	1117-617	その他	異常なし				—	—	+++95.2%	6.1%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキ-病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキ-病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	102-570	その他	異常なし				-	-	+++95.3%	4.7%	良	合			
9月26日	207-555	その他	異常なし				-	-	+++97.4%	2.6%	良	合			
9月26日	219-561	その他	異常なし				-	-	+++88.6%	8.2%	良	合			
9月26日	220-562	その他	異常なし				-	-	+++90.9%	7.5%	良	合			
9月26日	300a-557	その他	異常なし				-	-	+++98.8%	1.2%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	306-558	その他	異常なし				-	-	+++92.2%	9.0%	良	合			
9月26日	324-563	その他	異常なし				-	-	+++93.9%	2.8%	良	合			
9月26日	403-565	その他	異常なし				-	-	+++94.6%	3.3%	良	合			
9月26日	413-576	その他	異常なし				-	-	+++86%	6.0%	良	合			
9月26日	417-569	その他	異常なし				-	-	+++98.6%	1.7%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	435-573	その他	異常なし				—	—	+++99.3%	4.1%	良	合			
9月26日	513-580	その他	異常なし				—	—	+++89.4%	3.3%	良	合			
9月26日	514-581	その他	異常なし				—	—	+++96.5%	1.7%	良	合			
9月26日	557-591	その他	異常なし				—	—	+++94.3%	3.2%	良	合			
9月26日	613-579	その他	異常なし				—	—	+++94.7%	3.0%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	712-585	その他	異常なし				—	—	+++95.4%	15.0%	良	合			
9月26日	721-587	その他	異常なし				—	—	+++99.8%	1.3%	良	合			
9月26日	724-594	その他	異常なし				—	—	+++96%	2.0%	良	合			
9月26日	727-592	その他	異常なし				—	—	+++95.9%	2.2%	良	合			
9月26日	730-607	その他	異常なし				—	—	+++90%	0.9%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	736-597	その他	異常なし				—	—	+++96.8%	2.7%	良	合			
9月26日	737-593	その他	異常なし				—	—	+++92.1%	6.7%	良	合			
9月26日	749-598	その他	異常なし				—	—	+++97.3%	3.1%	良	合			
9月26日	800-610	その他	異常なし				—	—	+++95.9%	2.9%	良	合			
9月26日	801-605	その他	異常なし				—	—	+++92.1%	4.5%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	809-600	その他	異常なし				—	—	+++98.1%	1.9%	良	合			
9月26日	835-612	その他	異常なし				—	—	+++90.3%	2.2%	良	合			
9月26日	840-608	その他	異常なし				—	—	+++88%	12.2%	良	合			
9月26日	1020-627	その他	異常なし				—	—	+++90.4%	19.1%	良	合			
9月26日	1109-628	その他	異常なし				—	—	+++98.5%	1.2%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	1212-631	その他	異常なし				—	—	+++94.5%	2.7%	良	合			
9月26日	1214-620	その他	異常なし				—	—	+++97.5%	2.3%	良	合			
9月26日	1221-632	その他	異常なし				—	—	+++97.2%	2.7%	良	合			
9月26日	1222-630	その他	異常なし				—	—	+++94.3%	7.8%	良	合			
9月26日	1226-629	その他	異常なし				—	—	+++99.1%	2.1%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	1228-622	その他	異常なし				—	—	+++94.4%	3.9%	良	合			
9月26日	911-640	その他	異常なし				—	—	+++94.1%	1.0%	良	合			
9月26日	1002-638	その他	異常なし				—	—	+++98.6%	1.6%	良	合			
9月26日	1004-637	その他	異常なし				—	—	+++96.6%	5.6%	良	合			
9月26日	1006-639	その他	異常なし				—	—	+++95.3%	4.9%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキ-病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキ-病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	1333-217	その他	異常なし				-	-	+++93.2%	4.1%	良	合			
9月26日	1244-223	その他	異常なし				-	-	+++97%	1.0%	良	合			
9月26日	1148-225	その他	異常なし				-	-	+++97.8%	1.7%	良	合			
9月26日	1309-228	その他	異常なし				-	-	+++93.7%	4.9%	良	合			
9月26日	1026-192	その他	異常なし				-	-	+++94.9%	3.6%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	1100a-645	その他	異常なし				—	—	+++95.5%	4.1%	良	合			
9月26日	1113-644	その他	異常なし				—	—	+++97.2%	4.3%	良	合			
9月26日	1200-647	その他	異常なし				—	—	+++96.2%	3.1%	良	合			
9月26日	100-648	その他	異常なし				—	—	+++95.4%	2.0%	良	合			
9月26日	101-658	その他	異常なし				—	—	+++96.4%	0.5%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	105-655	その他	異常なし				—	—	+++93.8%	3.4%	良	合			
9月26日	113-650	その他	異常なし				—	—	+++96.7%	3.8%	良	合			
9月26日	131-657	その他	異常なし				—	—	+++94.7%	2.1%	良	合			
9月26日	803-663	その他	異常なし				—	—	+++95.8%	2.6%	良	合			
9月26日	804-662	その他	異常なし				—	—	+++95.5%	2.5%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキ-病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合は++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキ-病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	811-667	その他	異常なし				—	—	+++95.6%	3.5%	良	合			
9月26日	812-664	その他	異常なし				—	—	+++96.9%	3.9%	良	合			
9月26日	809a-666	その他	異常なし				—	—	+++96%	5.3%	良	合			
9月26日	810a-665	その他	異常なし				—	—	+++96.9%	3.7%	良	合			
9月26日	901-668	その他	異常なし				—	—	+++93.5%	11.6%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキ-病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキ-病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
9月26日	918-670	その他	異常なし				—	—	+++97.1%	0.8%	良	合			
9月26日	1111-673	その他	異常なし				—	—	+++96.9%	3.6%	良	合			
9月26日	1112-674	その他	異常なし				—	—	+++94.7%	4.4%	良	合			
9月26日	1114-675	その他	異常なし				—	—	+++98.5%	3.1%	良	合			
9月26日	1120-671	その他	異常なし				—	—	+++97.6%	2.3%	良	合			